

官報

号外 昭和四十二年六月三十日

○第五十五回 参議院會議録第二十一号

昭和四十二年六月三十日(金曜日)
午前十時十八分開議

○議事日程 第二十一号

昭和四十二年六月三十日

午前十時開議

- 第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、新議員の紹介
- 以下議事日程のとおり

○副議長(河野謙三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨二十八日内閣総理大臣から、左の通り補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。

滋賀県選出(六月二十七日当選)

西村 関一君 (西川披五郎君の補欠)

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

玉置 和郎君

同

内田 芳郎君

文教委員

木暮武太夫君

農林水産委員

横川 正市君

通信委員

村田 秀三君

建設委員

岸田 幸雄君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

木暮武太夫君

同

岸田 幸雄君

文教委員

玉置 和郎君

農林水産委員

村田 秀三君

通信委員

横川 正市君

建設委員

内田 芳郎君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に關する特別委員

中尾 辰義君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

公職選挙法改正に關する特別委員

北條 浩君

同日決算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 黒柳 明君 (二宮文造君の補欠)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を社会労働委員会に付託した。

最低賃金法の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を沖繩問題に關する特別委員会に付託した。

沖繩に對する財政措置その他の援助に關する臨時措置法案(多賀谷眞稔君外七名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案可決報告書

同日本院は、国会の会期を七月二十一日まで二十一日間延長することを議決し、その旨を衆議院及び内閣に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際法定計量機關を設立する条約の改正の受諾について承認を求めめるの件

千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送に關する規則の統一に關する条約を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方交付税法の一部を改正する法律案

昭和四十二年度における地方財政の特別措置に關する法律

昨二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

農林水産委員

和田 鶴一君

同

津島 文治君

同

竹田 現照君

同

鈴木 強君

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方交付税法の一部を改正する法律案

昭和四十二年度における地方財政の特別措置に關する法律案

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

国際法定計量機關を設立する条約の改正の受諾について承認を求めめるの件

千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送に關する規則の統一に關する条約を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方交付税法の一部を改正する法律

昭和四十二年度における地方財政の特別措置に關する法律

昨二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

農林水産委員

和田 鶴一君

同

津島 文治君

同

竹田 現照君

同

鈴木 強君

同

竹中 恒夫君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

昭和四十二年六月三十日 参議院會議録第二十二号

議長の報告 會議 新議員の紹介

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産委員 津島 文治君

商工委員 和田 鶴一君

同 鈴木 強君

通信委員 竹田 現照君

決算委員 高橋文五郎君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

許可、認可等の整理に関する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

最低賃金法案(多賀谷真稔君外十二名提出)

家内労働法案(多賀谷真稔君外十二名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

都道府県合併特例法案

地方行政委員会に付託

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案 商工委員会に付託

同日委員長から左の報告書が提出された。

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案

可決報告書

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

雇用促進事業団法の一部を改正する法律案修正議決報告書

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案可決報告書

法務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律

○副議長(河野謙三君) これより本日の會議を開きます。

この際、新たに議席に着かれました議員を御紹介いたします。

議席第二百三十四番、地方選出議員、滋賀県選出、西村関一君。

〔西村関一君起立、拍手〕

○副議長(河野謙三君) 議長は、本院規則第三十条により、西村関一君を法務委員に指名いたします。

○副議長(河野謙三君) 日程第一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する特別委員長高橋文五郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人	区市町村		市		町		村	
	平日	日曜日 又は休 日	平日	日曜日 又は休 日	平日	日曜日 又は休 日	平日	日曜日 又は休 日
五百人未 満	二五、三三 円	三三、一七 円	二八、二四 円	四、三三 円	二五、九六 円	一〇、五五 円	二五、七六 円	一六、六五 円
一千人未 満	二六、八五 円	二四、七五 円	三、八六 円	一五、六六 円	三、八六 円	二九、三六 円	一、五五 円	一五、六六 円
二千人未 満	三、三九 円	三、五九 円	三、八六 円	一九、三九 円	二七、六九 円	三、三三 円	一三、六二 円	一七、六八 円
三千人未 満	二五、二二 円	三三、四三 円	四、五九 円	三、三三 円	三、七三 円	四、〇〇 円	一六、二九 円	二、一〇 円
三千人未 満以上	三、六三 円	四、〇七 円	五、一五 円	三、三三 円	三、七三 円	四、〇〇 円	一六、二九 円	二、一〇 円
五千人未 満以上	三、六三 円	四、〇七 円	五、一五 円	三、三三 円	三、七三 円	四、〇〇 円	一六、二九 円	二、一〇 円
一万人未 満以上	三、六三 円	四、〇七 円	五、一五 円	三、三三 円	三、七三 円	四、〇〇 円	一六、二九 円	二、一〇 円
一万人未 満以上	三、六三 円	四、〇七 円	五、一五 円	三、三三 円	三、七三 円	四、〇〇 円	一六、二九 円	二、一〇 円

第四条第二項の表を次のように改める。

二万人以上	六、四七三	三、〇三七	七、〇七五	〇、〇七五	七、〇七五	三、〇三七	六、四七三
一万五千人以上	六、六六五	九、七四五	二、四〇三	五、一四九	七、九八五	四、〇三二	六、六六五
二万人未満	六、六六五	九、七四五	二、四〇三	五、一四九	七、九八五	四、〇三二	六、六六五

投票区の選挙人数	区市町村		区		市		町		村	
	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日
五百人未満	八、三六四	一、五二四	三、二八三	七、五五六	三、七四四	一、九一三	三、九八八	七、二四八	一、〇二四	一、〇二四
一千人未満	九、七五九	一、七五九	二、四八八	八、七五九	三、三九九	四、九八八	四、九八八	九、〇六〇	一、三六五	一、三六五
二千人未満	二、一五三	三、〇二七	二、八七六	一、〇四八	三、五七六	四、九八八	九、〇六〇	一、三六五	一、三六五	一、三六五
三千人未満	三、五五八	三、八〇三	三、三三三	二、三〇四	三、五五八	三、七五三	五、九三三	一、〇八七	一、五三三	一、五三三
三千人以上	三、九四〇	三、五三〇	三、五三七	二、三三〇	三、八四〇	三、九三〇	六、九七九	二、六八四	一、七五九	一、七五九
五千人未満	二、九四〇	三、五三〇	三、五三七	二、三三〇	三、八四〇	三、九三〇	六、九七九	二、六八四	一、七五九	一、七五九
五千人以上	二、六七八	三、〇四八	四、三五四	一、五〇七	二、七四八	三、八三四	七、九六六	一、四九六	二、〇九六	二、〇九六
一万人未満	三、〇九〇	三、〇〇〇	五、二〇五	一、八四四	三、二六〇	四、七九五	九、九三〇	一、八二〇	二、五七〇	二、五七〇
一万人以上	三、〇九〇	三、〇〇〇	五、二〇五	一、八四四	三、二六〇	四、七九五	九、九三〇	一、八二〇	二、五七〇	二、五七〇
一万五千人未満	三、〇九〇	三、〇〇〇	五、二〇五	一、八四四	三、二六〇	四、七九五	九、九三〇	一、八二〇	二、五七〇	二、五七〇
一万五千人以上	三、〇九〇	三、〇〇〇	五、二〇五	一、八四四	三、二六〇	四、七九五	九、九三〇	一、八二〇	二、五七〇	二、五七〇
二万人未満	三、〇九〇	三、〇〇〇	五、二〇五	一、八四四	三、二六〇	四、七九五	九、九三〇	一、八二〇	二、五七〇	二、五七〇
二万人以上	三、〇九〇	三、〇〇〇	五、二〇五	一、八四四	三、二六〇	四、七九五	九、九三〇	一、八二〇	二、五七〇	二、五七〇

第四条第三項中「五千五百三十九円」を「七千四十四円」に、「五千四百十四円」を「六千三百四十八円」に、「三千八百三十円」を「五千三十七円」に改め、同条第五項中「四百円」を「五百円」に、「五百円」を「六百二十五円」に、「六百円」を「七百五十円」に、「六百五十円」を「八百十三円」に、「七百円」を「八百七十五円」に、「八百円」を「千円」に、「千六百二十五円」を「千八百七十五円」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数	区市町村		区		市		町		村	
	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日
一万人未満	二六、一三九	二、四二九	二、四二九	二、四二九	二、四二九	二、四二九	二、四二九	二、四二九	二、四二九	二、四二九
一万人以上	二六、一三九	二、四二九	二、四二九	二、四二九	二、四二九	二、四二九	二、四二九	二、四二九	二、四二九	二、四二九
二千人未満	三〇、四五五	二、八〇五	二、八〇五	二、八〇五	二、八〇五	二、八〇五	二、八〇五	二、八〇五	二、八〇五	二、八〇五
二千人以上	三〇、四五五	二、八〇五	二、八〇五	二、八〇五	二、八〇五	二、八〇五	二、八〇五	二、八〇五	二、八〇五	二、八〇五
三千人未満	四三、〇七九	三、九四九	三、九四九	三、九四九	三、九四九	三、九四九	三、九四九	三、九四九	三、九四九	三、九四九
三千人以上	四三、〇七九	三、九四九	三、九四九	三、九四九	三、九四九	三、九四九	三、九四九	三、九四九	三、九四九	三、九四九
五千人未満	五三、五九一	四、八五九	四、八五九	四、八五九	四、八五九	四、八五九	四、八五九	四、八五九	四、八五九	四、八五九
五千人以上	五三、五九一	四、八五九	四、八五九	四、八五九	四、八五九	四、八五九	四、八五九	四、八五九	四、八五九	四、八五九
一万人未満	六八、七九一	六、二〇五	六、二〇五	六、二〇五	六、二〇五	六、二〇五	六、二〇五	六、二〇五	六、二〇五	六、二〇五
一万人以上	六八、七九一	六、二〇五	六、二〇五	六、二〇五	六、二〇五	六、二〇五	六、二〇五	六、二〇五	六、二〇五	六、二〇五
一万五千人未満	八八、六一八	七、九四八	七、九四八	七、九四八	七、九四八	七、九四八	七、九四八	七、九四八	七、九四八	七、九四八
一万五千人以上	八八、六一八	七、九四八	七、九四八	七、九四八	七、九四八	七、九四八	七、九四八	七、九四八	七、九四八	七、九四八
二万人未満	一〇〇、九三七	八九、九九七	八九、九九七	八九、九九七	八九、九九七	八九、九九七	八九、九九七	八九、九九七	八九、九九七	八九、九九七
二万人以上	一〇〇、九三七	八九、九九七	八九、九九七	八九、九九七	八九、九九七	八九、九九七	八九、九九七	八九、九九七	八九、九九七	八九、九九七
三万人未満	一一五、五一一	一〇二、六五五	一〇二、六五五	一〇二、六五五	一〇二、六五五	一〇二、六五五	一〇二、六五五	一〇二、六五五	一〇二、六五五	一〇二、六五五
三万人以上	一一五、五一一	一〇二、六五五	一〇二、六五五	一〇二、六五五	一〇二、六五五	一〇二、六五五	一〇二、六五五	一〇二、六五五	一〇二、六五五	一〇二、六五五
五千人未満	一四一、五一九	一二四、五九九	一二四、五九九	一二四、五九九	一二四、五九九	一二四、五九九	一二四、五九九	一二四、五九九	一二四、五九九	一二四、五九九
五千人以上	一四一、五一九	一二四、五九九	一二四、五九九	一二四、五九九	一二四、五九九	一二四、五九九	一二四、五九九	一二四、五九九	一二四、五九九	一二四、五九九

開票区の選挙人数	区市町村		区		市		町		村	
	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日
一万人未満	一七、二三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇
一万人以上	一七、二三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇
二千人未満	二〇、六七六	一、八六三	一、八六三	一、八六三	一、八六三	一、八六三	一、八六三	一、八六三	一、八六三	一、八六三
二千人以上	二〇、六七六	一、八六三	一、八六三	一、八六三	一、八六三	一、八六三	一、八六三	一、八六三	一、八六三	一、八六三
三千人未満	三一、〇一四	二、七五四	二、七五四	二、七五四	二、七五四	二、七五四	二、七五四	二、七五四	二、七五四	二、七五四
三千人以上	三一、〇一四	二、七五四	二、七五四	二、七五四	二、七五四	二、七五四	二、七五四	二、七五四	二、七五四	二、七五四
五千人未満	三七、九〇六	三、四一六	三、四一六	三、四一六	三、四一六	三、四一六	三、四一六	三、四一六	三、四一六	三、四一六
五千人以上	三七、九〇六	三、四一六	三、四一六	三、四一六	三、四一六	三、四一六	三、四一六	三、四一六	三、四一六	三、四一六
一万人未満	四八、二四四	四、三、四八四	四、三、四八四	四、三、四八四	四、三、四八四	四、三、四八四	四、三、四八四	四、三、四八四	四、三、四八四	四、三、四八四
一万人以上	四八、二四四	四、三、四八四	四、三、四八四	四、三、四八四	四、三、四八四	四、三、四八四	四、三、四八四	四、三、四八四	四、三、四八四	四、三、四八四

昭和四十二年六月三十日 参議院會議録第二十一号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

第五条第三項の表を次のように改める。

一万人以上	六三、七五一	五七、四六一	三〇、八〇〇
一万五千人以上	六八、九二〇	六二、一二〇	三三、二六四
二万人以上	七九、二五八	七一、四三八	三八、一九二
三万人以上	九三、〇四二	八三、八六二	四四、三五二

第五条第四項の表を次のように改める。

区市町村	区		市		町		村	
	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日
一万人未満	一七、三〇〇円	二二、一六〇円	一〇、九六〇円	一、八三〇円	八、六四〇円	六、〇六〇円	一、〇五〇円	一、〇五〇円
二千人未満	二〇、六六六円	二四、五三三円	一三、一三三円	二、一六六円	九、八五五円	六、九六六円	一、一六六円	一、一六六円
三千人未満	三二、〇四四円	三六、九一一円	一九、七六六円	三、二九九円	一四、七四四円	一〇、四四四円	一、四四四円	一、四四四円
五千人未満	三七、九六六円	四二、八三三円	二四、二二二円	四、〇二二円	一八、四八八円	一三、〇五五円	二、一七五円	二、一七五円
一万人未満	四八、二四四円	五三、一一一円	三〇、六八八円	五、二四四円	二四、〇二二円	一八、五三三円	二、七五五円	二、七五五円
一万人以上	五三、七五五円	五八、六二二円	三六、二〇〇円	六、七五五円	二九、八八八円	二四、三九九円	三、三九九円	三、三九九円
二万人未満	六八、九二〇円	七三、七八七円	四四、五三三円	八、四八八円	三六、一三三円	二九、六四四円	三、九二二円	三、九二二円
三万人以上	七九、二五八円	八四、一二五円	五〇、四二二円	九、八八八円	四二、三三三円	三五、八五五円	四、四九九円	四、四九九円

第五条第六項中「七百九十五円」を「九百五十七円」に改める。

第六条第一項中「十二万七百五十一円」を「十四万六千五百八十二円」に改め、同条第二項中「四十三万八千六百六十円」を「四十七万七千二百六十四円」に改める。

第六条第三項の表を次のように改める。

一万人以上	一八、七五五円	二六、九九九円	一六、九九九円	五、〇六〇円	九、〇五五円	二七、七五五円
二万人未満	二〇、二六〇円	二八、七〇〇円	一八、二六〇円	五、八八〇円	九、七四四円	二九、二六〇円
三万人以上	二七、三三三円	三六、七八七円	二五、三三三円	六、〇〇〇円	一〇、四七七円	三六、三三三円
五千人以上	二二、一五五円	三〇、六〇〇円	二〇、一五五円	四、八〇〇円	八、五五五円	三〇、一五五円
一万人未満	一四、一六六円	二二、六一一円	一三、一六六円	三、三三三円	六、八八八円	二二、一六六円
二千人未満	九、二二二円	一七、六六六円	八、二二二円	二、四四四円	五、三三三円	一七、二二二円
三千人未満	一一、五五五円	二〇、〇〇〇円	一〇、五五五円	三、〇〇〇円	六、六六六円	一九、五五五円
五千人未満	一四、八八八円	二三、三三三円	一三、八八八円	三、七七七円	七、九九九円	二二、八八八円
一万人以上	一八、二二二円	二六、六六六円	一七、二二二円	四、四四四円	八、五五五円	二六、二二二円
二万人未満	二二、五五五円	三〇、〇〇〇円	二一、五五五円	五、〇〇〇円	九、六六六円	三〇、五五五円
三万人以上	二六、八八八円	三四、三三三円	二五、八八八円	五、六六六円	一〇、七七七円	三四、八八八円

選挙会又は選挙分会が開かれる地区

選挙会又は選挙分会	区	市	町	村
衆議院議員選挙会	五〇、六七六円			
参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会	一一一、八七三円			
衆議院議員選挙会		四九、六九六円		
参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会		一一九、五一六円		

第六條第四項中「一万四千円」を「一万七千五百円」に、「一万七千五百円」を「二万一千八百七十五円」に、「二万一千八百七十五円」を「二万六千二百五十円」に、「二万六千二百五十円」を「二万八千四百三十八円」に、「二万八千四百三十八円」を「三万六千七百五十円」に、「三万六千七百五十円」を「三万五千円」に、「三万五千円」を「三万九千五百円」に、「三万九千五百円」を「三万五千円」に改める。

第七條第一項の表を次のように改める。

選挙	地域又は候補者数	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
		選出議員選挙	地方選出議員選挙	候補者数	数
(一)	二十万以上	円	円	円	円
(二)	二十万以上	円	円	円	円
(三)	三十万以上	円	円	円	円
(四)	四十万以上	円	円	円	円
(五)	五十万以上	円	円	円	円
(六)	五十万以上	円	円	円	円
(七)	五十万以上	円	円	円	円

第九條第一項の表を次のように改める。

選挙	演説会場の施設の面積	区市町村		市		町村	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
百六十五平方メートル未満	以下同	一、〇五〇円	三、〇〇〇円	八七〇円	二、六三三円	七八〇円	二、一八九円

第九條第二項中「千四百九十四円」を「千九百円」に、「千三百八十七円」を「千七百十三円」に、「千三百十三円」を「千三百五十九円」に改め、同條第七項中「百六十円」を「二百円」に、「二百円」を「二百五十円」に、「二百四十円」を「三百円」に、「二百六十円」を「三百二十五円」に、「二百八十円」を「三百五十円」に、「三百二十円」を「四百円」に、「五百二十円」を「六百円」に改める。

第十條第一項の表を次のように改める。

選挙	選挙人の数	区市町村		市		町村	
		夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間
五十万人未満	五十万人以上七十九万人未満	一〇、一〇〇	四、八五五	一〇、一〇〇	九、四〇〇	八、三三六	八、三三六
五十万人以上七十九万人未満	七十九万人以上	一〇、一〇〇	九、九三三	一〇、一〇〇	九、四〇〇	八、三三六	八、三三六
百万人以上	百万人以上	九、四〇〇	四、六七五	九、四〇〇	九、四〇〇	八、三三六	八、三三六

第十條第二項中「三千九百八十四円」を「五千六十八円」に、「三千七百円」を「四千五百六十八円」に、「二千七百五十六円」を「三千六百二十四円」に改める。

第十三條第一項第一号から第七号までを次のように改める。

選挙	選挙人の数	都道府県		都及び大都市のある府県		その他の府県	
		百万人以上	百万人以上	百万人以上	百万人以上	百万人以上	百万人以上
五十万人未満	五十万人以上七十九万人未満	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三
五十万人以上七十九万人未満	七十九万人以上	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三
百万人以上	百万人以上	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三

昭和四十二年六月三十日 参議院会議録第二十一号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十二年六月三十日 参議院會議録第二十一号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

六一〇

参議院議員選挙	三、五八、六六四	四、八、四四、四四	四、八、七、一九八	五、七、三、三六〇	五、五、四、六九八	六、五、八、一〇〇	六、三、八、五八
都及び大都市のある府	二百五十万人以上 二百五十万人未満	二百五十万人以上 二百五十万人未満	二百五十万人以上 三百五十万人未満	三百五十万人以上	三百五十万人以上	三百五十万人以上	三百五十万人以上
その他の府	道及び県	都及び大都市のある府	その他の道及び県	都及び大都市のある府	その他の道及び県	都及び大都市のある府	その他の道及び県
八、〇四九、七三三	七、八、八、四四〇	七、七、三、六三三	九、八、七、四四二	三、三、三、三三三	三、三、三、三三三	三、三、三、三三三	三、三、三、三三三
八、二〇、五九三	七、八、八、〇九〇	七、八、八、〇九〇	九、九、四、三、五〇〇	二、四、三、三、三三三	三、三、三、三三三	三、三、三、三三三	三、三、三、三三三

二 都道府県の支庁又は地方事務所
 衆議院議員選挙 五三八、七七四円
 参議院議員選挙 五五三、六八四円

三 認定出先機関
 衆議院議員選挙 三〇一、三六三円
 参議院議員選挙 三〇八、八一八円

四 大都市
 衆議院議員選挙 一、四五八、五四二円
 参議院議員選挙 一、四八八、九四二円

五 区
 選挙人の数
 五万人未満 一、〇六、三三三円
 五万人以上 一、二八、〇七六円
 十万人未満 一、〇九、〇〇六円
 十万人以上 一、三〇、五二六円
 十五万人未満 一、二八、〇七六円
 十五万人以上 一、五〇、二二六円

選挙人の数	三万人未満	三万人以上	五万人以上	十万人以上	十五万人以上
衆議院議員選挙	三、〇、二六六	四、三、〇七六	七、五、五二二	一、〇、六、八八六	一、三、七、三三六
参議院議員選挙	三、六、三三六	四、九、〇三六	七、六、九〇二	一、二、七、三三六	一、五、九、九二六

七 町村

選挙人の数	一千人未満	一千人以上	二千人以上	三千人以上	五千人以上	一万人以上	二万人以上
衆議院議員選挙	三、〇、六七七	三、四、六四七	四、一、八〇〇	九、〇、九二二	一、三、七、五五九	一、七、五、五九八	三、六、七、五三
参議院議員選挙	三、六、九四四	三、五、七三四	五、六、三三四	九、九、三三四	一、四、一、八一九	一、八、〇、〇八〇	三、四、三、六一

第十三条第二項第一号から第七号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上	七十五万人以上	百人以上	二百五十万人以上	二百五十万人以上	二百五十万人以上
衆議院議員選挙	八、二、四九五	一、〇〇、八八三	一、四、四、三九九	一、二、六、八二六	一、四、四、三九九	一、二、四、三九九	一、三、五、九三九
参議院議員選挙	八、九、七〇〇	一、〇、四、七、三三三	一、二、九、六、四四四	一、三、〇、〇、二六六	一、二、九、六、四四四	一、三、五、一、六六六	一、三、五、一、六六六

二 都道府県の支庁又は地方事務所
 衆議院議員選挙 三八二、九一五円
 参議院議員選挙 三九七、八二五円

三 認定出先機関
 衆議院議員選挙 一九五、八〇六円
 参議院議員選挙 二〇三、二六一円

四 大都市

衆議院議員選挙
参議院議員選挙

五区
衆議院議員選挙
参議院議員選挙

六市
衆議院議員選挙
参議院議員選挙

八九四、一八五円
九二四、五八五円
四七六、八五九円
四九九、六五九円

選挙人の数	三万人未満	三万人以上 五万人未満	五万人以上 十万人未満	十万人以上 十五万人未満	十五万人以上
衆議院議員選挙	一九三、〇五九円	二〇六、六六九円	三〇七、八三四円	四二九、七七九円	四二九、七七九円
参議院議員選挙	二〇四、〇一九円	二一七、六二九円	三二一、五三四円	四五〇、三二九円	四五〇、三二九円

七町村

選挙人の数	一千人未満	一千人以上 二千人未満	二千人以上 三千人未満	三千人以上 五千人未満	五千人以上 一万人未満	一万人以上 二万人未満	二万人以上
衆議院議員選挙	二〇、二四九円	二〇、二四九円	三〇、四七〇円	三〇、三六六円	九、六四二円	二八、九三三円	二九、三三五円
参議院議員選挙	三、六六一円	三、六六一円	三九、五九一円	六八、五九九円	二〇四、〇七五円	二五、四四七円	一四六、八六六円

第十三条第三項第一号から第七号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上 七十五万人未満	七十五万人以上 百万人未満	百万人以上 二百五十万人未満	二百五十万人以上
金額	七九、五三〇円	八八、四四〇円	九九、四〇〇円	一〇一、三三〇円	九九、四〇〇円

二百五十万人以上	二百五十万人以上	二百五十万人以上	三百五十万人以上	三百五十万人以上
都及び大都市のある府	都及び大都市のある府	都及び大都市のある府	都及び大都市のある府	都及び大都市のある府
その他の道及び県	その他の道及び県	その他の道及び県	その他の道及び県	その他の道及び県
二一、四八五円	一〇九、三〇〇円	一一一、四八五円	一〇九、三〇〇円	一一一、四八五円
二一、四八五円	一〇九、三〇〇円	一一一、四八五円	一〇九、三〇〇円	一一一、四八五円
一八、四〇〇円	一七、九三〇円	一八、四〇〇円	一七、九三〇円	一七、九三〇円

二 都道府県の支庁又は地方事務所
三 認定出先機関
四 大都市
五 区
六 市

三九、七五六円
一九、八七八円
一一一、四八五円
三〇、四〇五円

七町村

選挙人の数	一千人未満	一千人以上 二千人未満	二千人以上 三千人未満	三千人以上 五千人未満	五千人以上 一万人未満	一万人以上 二万人未満	二万人以上
金額	一円	一円	一円	三、九三〇円	四、三三〇円	四、三三〇円	四、三三〇円

第十三条第四項本文中「四千八百円」を「六千円」に、「二千四百円」を「三千円」に改め、同項の表を次のように改める。

地域	都道府県市町村等	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一級地	七、五〇〇円	七、五〇〇円	三、七五〇円
二級地	九、〇〇〇円	九、〇〇〇円	四、五〇〇円
三級地	九、七五〇円	九、七五〇円	四、八七五円
四級地	一〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円	五、二五〇円
五級地	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	六、〇〇〇円
道の区域	一八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	九、〇〇〇円

第十三条の二第一項中「八十円」を「百三十円」に改める。
第十四条第一項の表を次のように改める。

選挙	衆議院議員選挙	参議院 地方選出議員選挙	参議院 全国選出議員選挙
投票管理者、開票管理者、選挙長等	一日につき一、五〇〇円	一日につき一、五〇〇円	一日につき一、五〇〇円
投票管理者	一日につき一、五〇〇円	一日につき一、五〇〇円	一日につき一、五〇〇円
開票管理者	一日につき一、五〇〇円	一日につき一、五〇〇円	一日につき一、五〇〇円
選挙長	一日につき一、五〇〇円	一日につき一、五〇〇円	一日につき三、〇〇〇円
選挙分会長	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、五〇〇円
投票立会人	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円
開票立会人	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円
選挙立会人	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円

第十七条第二項中「二十三万四千八百円」を「二十七万三千六百七十五円」に改め、同条第三項中「九五、八三三」を「二二、八七三」に、「五八、二七七」を「七四、一一三」に、「九三、九八〇」を「一九、五一六」に、「五七、一五〇」を「七二、六七九」に改める。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律の施行の際すでにその期日を公示し又は告示してある選挙又は国民審査については、なお従前の例による。

〔高橋文五郎君登壇、拍手〕

○高橋文五郎君 たいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、審査の経過及び結果について報告いたします。

本案は、国が負担する国会議員の選挙等の執行経費で都道府県及び市区町村に交付するものの積算単価等の基準を、実情に即するより改定しよとするものでありまして、超過勤務手当、人夫賃、嘱託手当等の積算単価、投票票管理者、選挙

長、立ち会い人等の費用弁償額の引き上げ、投票票所の経費等の基準額の改定、開票所の超過勤務手当支給対象時間の延長等を、おもな内容とするものであります。

委員会においては、単価の積算内容、算定方法を、あるいは執行経費の全般について、慎重審査を重ねましたが、詳細は会議録に譲ります。

かくて、六月二十八日質疑を終局し、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第二、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案。

日程第三、雇用促進事業団法の一部を改正する法律案。

(いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。社会労働委員長山本伊三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十二年五月十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案
社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律

社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。
第十一条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

第二十三条第一項第一号中「修繕」を「新設、修繕」に改める。
第五章中第三十一条の次に次の一条を加える。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十一条の二 振興会は、その役員及び職員に
対する給与及び退職手当の支給の基準を定めよ
うとするときは、厚生大臣の承認を受けなけれ
ばならない。これを変更しようとするときも、
同様とする。

第三十四条の二第二号中「第二十八条第二項」の
下に「及び第三十一条の二」を加える。

附則第八項中「又は身体障害者福祉法(昭和二十
四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者
更生援護施設を設置する民法第三十四条(公益法
人)の法人」を、「身体障害者福祉法(昭和二十四
年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者更
生援護施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第三十
三号)に規定する老人福祉施設又は母子福祉法(昭
和三十九年法律第二百九号)に規定する母子福
祉施設を設置する民法第三十四条(公益法人)の
法人、児童福祉法に規定する児童福祉施設を設
置する宗教法人」に改める。

附則第十七項を附則第二十項とし、附則第十項
から附則第十六項までを三項ずつ繰り下げ、附則
第九項の次に次の三項を加える。

10 振興会は、政令の定めるところにより、社会
福祉法人が昭和三十八年度から昭和四十一年度
までの間において年金福祉事業団からその設置
する社会福祉事業施設の改造に必要な資金とし
て借り入れた借入金に相当する金額を、
年金福祉事業団に交付するものとする。

11 前項の規定により振興会が年金福祉事業団に
交付金を交付したときは、当該資金を借り入れ
た社会福祉法人から年金福祉事業団に対し、当
該交付金の額に相当する額の当該借入金に係る
利子の支払いがあつたものとみなす。

12 振興会は、政令の定めるところにより、昭和
四十二年において社会福祉法人に対しその設
置する社会福祉事業施設の改造に必要な資金と
して貸し付ける貸付金については、利子を徴し
ないものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

雇用促進事業団法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきもの
と議決した。よつて要領書を添えて、報告す
る。

昭和四十二年六月二十九日

社会労働委員長 山本伊三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

附則中「昭和四十二年六月一日」を「公布の日」
に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、労働者の能力に適應する雇用を
促進するため、雇用促進事業団が、雇用に関
し、事業主に対して行なう職業安定機関の援助
について必要な協力を行なうとともに、身体
障害のある者を雇い入れる事業主に対して、身
体に障害のある者の作業を容易にするため必要
な施設又は設備の設置等に要する資金の貸付け
を行なうことができるようにするもので妥當な
措置と認められるが、施行期日について所要の修正
を行なつた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として、一千五百八十
九万六千円が昭和四十二年失業保険特別会計
予算に計上されている。

附帯決議

一、各種職業訓練所の所定の課程を終了した者に
ついては、政府は、責任をもつて就労を確保す
ること。

二、雇用相談員は、労使関係については不介入の
原則を確立すべきこと。

三、早急に身体障害者雇用促進法を改正して、身
体障害者の雇用機会の拡大をはかること。

四、身体障害者の自営業開始者に対する援護措置
の強化をはかること。

五、事業団運営協議会の活動を活発ならしめるよ

う配慮すること。
右決議する。

雇用促進事業団法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十二年四月二十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六
号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中第六号を削り、第七号を第六
号とし、第八号を第七号とし、同号の次に次の一
号を加える。

八 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二
号)第十条の規定に基づいて職業安定機関が
労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に關す
る事項につき事業主に対して行なう援助につ
いて必要な協力を行なうこと。

第十九条第三項に次の一号を加える。

三 身体に障害のある者を雇い入れる事業主に
対して、身体に障害のある者の作業を容易に
するため必要な施設又は設備の設置又は整備
に要する資金の貸付けを行なうこと。

附則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

〔山本伊三郎君登壇、拍手〕

○山本伊三郎君 議題となりました二法律案について、社会労働委員会の審議の経過及び結果を報告申し上げます。

まず、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案は、社会福祉事業振興会について、貸し付け対象の範囲を拡大すること、及び、役職員の給与基準を明確にすることを内容とするものであります。

委員会におきましては、社会福祉施設の整備強化、これを助成すべき貸し付け資金の増加改善、職員の処遇等について、質疑が行なわれました。昨二十九日質疑を終わり、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、雇用促進事業団法の一部を改正する法律案は、雇用促進事業団の業務に、二つの新たな業務を加えることを内容とするものであります。

一つは、企業内における労働者の適正配置に資

するため、雇用相談員による相談業務を行なうこと。

二つは、身体障害者の雇用を促進するよう、障害者の作業に適応させるための作業施設の整備に對して、資金の貸し付けを行なうことであります。

委員会における質疑は、事業団が行なっている職業訓練業務、移転就職者用宿舍の改善方策、身体障害者の雇用促進方策等に重点が注がれました。

質疑を終わり、採決の結果、全会一致をもって、施行期日については修正を行ない、その他の部分については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案とも附帯決議を付しましたが、朗読を省略いたします。

以上報告いたします。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 次に、雇用促進事業団法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は委員会修正どおり議決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第四、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長竹中恒夫君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月八日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一項中「第十九項」の下に、「第二十二項」を、「臨時地方特例交付金」の下に「昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律による臨時地方財政交付金若しくは」を加え、附則中同項以下を一項ずつ繰り下げ、第二十項の次に次の一項を加える。

21 昭和四十二年度における地方財政の特別措置

に関する法律(昭和四十二年法律第 号)第二十一条の規定により交付する臨時地方財政交付金に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとす

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和四十年年度における財政処理の特別措置に關する法律(昭和四十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二十一項を」第二十二項に改める。

〔竹中恒夫君登壇、拍下〕

○竹中恒夫君 ただいま議題となりました「交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案」につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、「昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律」に基づき、地方団体に交付する臨時地方財政交付金の交付に関する政府の

経理を、交付税及び譲与税配付金特別会計において行なうこととするともに、同交付金に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計から同特別会計に繰り入れることとしようとするものであります。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第五、道路整備緊急

措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

ます、委員長の報告を求めます。建設委員長藤田進君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月九日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

(道路整備緊急措置法の一部改正)

第一条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第三条第一項及び第四条中「昭和三十九年度」を「昭和四十二年度」に改める。

(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正)

第二条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「昭和三十九年度」を「昭和四十二年度」に改める。

(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正)

第三条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十一年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法(以下「改

昭和四十二年六月三十日 参議院會議録第二十二号 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案 法務省設置法の一部を改正する法律案

正前の法」といふ。第三条の規定により、揮

発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス

税の収入額の二分の一に相当する金額を改正

前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に

要する経費で国が支弁するものの財源に充て

て行なつた道路整備事業(昭和四十一年度以

前の年度のこの会計の予算で昭和四十二年

以後の年度に繰り越したものにより行なう道

路整備事業を含む。は、第一条第一項に規定

する道路整備事業に含まれるものとする。

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 たいま議題となりました「道路整

備緊急措置法等の一部を改正する法律案」につい

て、建設委員会における審議の経過並びに結果を

御報告申し上げます。

本法案の要旨は、現行の道路整備五カ年計画を

改訂し、新たに昭和四十二年を初年度とする道

路整備五カ年計画を定めようとするものでありま

す。

本委員会においては、道路整備の財源等、道路

行政一般について質疑が行なわれましたが、その

詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本

社会党を代表して大河原委員から本法案に賛成す

る旨の発言があり、次に述べます内容の附帯決議

案が提案されました。

政府は、第五次道路整備五箇年計画の実施に

当たつて、次の措置を十分に講ずべきである。

一、道路整備事業の実施に当たつては、大都市

に片寄ることなく、一般国道の再改築及び地

方道路の整備に関しても、特に留意すること。

一、有料道路の円滑な利用効果を図るため、一

般財源の大幅な投入等により、料金の低れん

化に努めること。

一、路線の選定に際しては、地元関係者の意見

を十分に尊重すること。

右決議する。

討論を終わり、採決の結果、本法案は多数をもつ

て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、大河原委員提出にかかる附帯決議案

は、多数をもって本委員会の決議とすることに決

定し、建設大臣から、本決議の趣旨を尊重する旨

の発言がございました。

以上報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、

これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつ

て、本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第六、法務省設置法

の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長豊

田雅孝君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

法務省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決

した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月九日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)

の一部を次のように改正する。

別表三旭川地方法務局の項中「深川市」を「深川

市 富良野市に、「富良野町 山部町 南富良野

村」を「南富良野町」に改める。

別表五中 茨城農芸学院 茨城県稲敷郡牛久町

茨城農芸学院 茨城県稲敷郡牛久町

喜連川少年院 栃木県塩谷郡喜連川町

改め、同表河内少年院の項中「枚岡市」を「東大阪市に改め、同表神戸再度山学院の項を削り、同表入

吉農芸学院の項中「熊本県球磨郡錦町」を「熊本県球磨郡錦町」に改める。

別表十二中

仙台入国管理事務所釜石港出張所 釜石市

仙台入国管理事務所	釜石市
所釜石港出張所	
仙台入国管理事務所	いわき市
所小名浜港出張所	
仙台入国管理事務所	秋田市
所秋田港出張所	

名古屋入国管理事務所伏木富山港出張所

高岡市

名古屋入国管理事務所	高岡市
伏木富山港出張所	
名古屋入国管理事務所	七尾市
七尾港出張所	

高松入国管理事務所坂出港出張所

坂出市

高松入国管理事務所坂出港出張所	坂出市
高松入国管理事務所小松島港出張所	小松島市

福岡入国管理事務所三池港出張所

大牟田市

福岡入国管理事務所三池港出張所	大牟田市
福岡入国管理事務所大分港出張所	大分市

鹿児島入国管理事務所和泊港出張所

鹿児島県大島郡和泊町

鹿児島入国管理事務所和泊港出張所	鹿児島県大島郡和泊町
鹿児島入国管理事務所細島港出張所	日向市

に改める。

附則

この法律は、^{公布の日}昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、別表三の改正規定並びに別表五河内

少年院の項及び人吉農芸学院の項の改正規定は、公布の日から施行する。

〔豊田雅孝君登壇、拍手〕

○豊田雅孝君 ただいま議題となりました法務省

設置法の一部を改正する法律案につきまして、委員

会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

上げます。

本法律案の改正点は、栃木県に喜連川少年院を

新設し、神戸再度山学院を廃止すること、いわき

市ほか五カ所に入国管理事務所の出張所を設置す

ること等であります。

委員会におきましては、非行少年対策、法務局

等の定員配置、出入国管理令の改正問題等につい

て、質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録

に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、

本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべ

きものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、

これより採決をいたします。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よっ

て、本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十三分散会

出席者は左のとおり。

- 議員
- | | |
|--------|--------|
| 鬼木 勝利君 | 原田 立君 |
| 山高しげり君 | 黒柳 明君 |
| 矢追 秀彦君 | 石本 茂君 |
| 市川 房枝君 | 浅井 亨君 |
| 片山 武夫君 | 横井 太郎君 |
| 植木 光教君 | 田代富士男君 |
| 二宮 文造君 | 北條 鶴八君 |
| 山崎 斉君 | 多田 省吾君 |
| 宮崎 正義君 | 小平 芳平君 |
| 白井 勇君 | 伊藤 五郎君 |
| 林田 正治君 | 渋谷 邦彦君 |
| 鈴木 一弘君 | 山田 徹一君 |

岡村文四郎君	大谷 養雄君	小林 篤一君	栗原 祐幸君	木村美智男君	村田 秀三君	稻葉 誠一君	渡辺 勘吉君
植竹 春彦君	新谷寅三郎君	久保 勘一君	北島 教真君	小野 明君	小林 章君	鶴園 哲夫君	林 虎雄君
山本茂一郎君	中津井 真君	西村 尚治君	内藤登三郎君	近藤英一郎君	田村 賢作君	武内 五郎君	山本伊三郎君
林田悠紀夫君	山内 一郎君	任田 新治君	土屋 義彦君	田中寿美子君	矢山 有作君	北村 暢君	藤田藤太郎君
柳田桃太郎君	船田 讓君	高橋雄之助君	玉置 和郎君	野々山一三君	鹿島 俊雄君	西村 関一君	占部 秀男君
平泉 涉君	八田 一朗君	岡本 悟君	奥村 悦造君	井川 伊平君	佐野 芳雄君	森 元治郎君	鈴木 壽君
木村 陸男君	高橋文五郎君	権 正俊君	黒木 利克君	杉山善太郎君	大森 創造君	永岡 光治君	秋山 長造君
内田 芳郎君	園田 清充君	日高 広為君	丸茂 重貞君	森部 隆輔君	津島 文治君	藤田 進君	大倉 精一君
野知 浩之君	源田 実君	山本 杉君	谷村 貞治君	青田源太郎君	森中 守義君	近藤 信一君	椿 繁夫君
熊谷太三郎君	川野 三曉君	谷口 慶吉君	後藤 義隆君	小柳 勇君	小林 武治君	横川 正市君	木村禧八郎君
沢田 一精君	吉江 勝保君	鈴木 万平君	竹中 恒夫君	中村 英男君	伊藤 顕道君	佐多 忠隆君	藤原 道子君
石井 桂君	豊田 雅孝君	天坊 裕彦君	中野 文門君	加瀬 完君	吉武 恵市君	松澤 兼人君	羽生 三七君
稻浦 鹿藏君	江藤 智君	追水 久常君	梶原 茂嘉君	中山 福藏君	小柳 牧衛君	國務大臣	
徳永 正利君	青柳 秀夫君	八木 一郎君	森 八三一君	小酒井義男君	光村 甚助君	法務大臣	田中伊三次君
佐藤 芳男君	平島 敏夫君	三木與吉郎君	安井 謙君	久保 等君	大和 与一君	大蔵大臣	水田三喜男君
山本 利壽君	鍋島 直紹君	増原 恵吉君	青木 一男君	須藤 五郎君	春日 正一君	厚生大臣	坊 秀男君
近藤 鶴代君	井野 碩哉君	重政 庸徳君	鈴木 市蔵君	森 勝治君	鈴木 力君	労働大臣	早川 崇君
石原幹市郎君	古池 信三君	達田 龍彦君	前川 且君	中村 波男君	川村 清一君	建設大臣	西村 英一君
那 祐一君	斎藤 昇君	竹田 現照君	相澤 重明君	大橋 和孝君	瀬谷 英行君		

自治大臣 藤枝 泉介君

【参照】

六月二十八日議長において、議席を左のとおり
定めた。

二三四 西村 関一君

昭和四十二年六月三十日 参議院会議録第二十一号

六三〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(全紙は良質紙は三十円
 (送料別)

発行所
 東京都港区赤坂英町二番地
 大蔵省印刷局
 電話 東京 五八二 四四二(全)